

常任執行委員之召集但し各専門部に關する事務は常任執行委員と各専門部長の協定により執行することを得

第五條 専門部会は専門部員を以て組織し本委員会が決定事項の執行並に諸問題に對し調査研究をなすこととし部長之を召集す但し専門部は左の六部門とし中央委員会の決定により増減することを得
一 組織 二 軍部 三 陸軍部 四 教育 五 財政部 六 外交部

第十條 本委員会が決定する事項は原則として序代が員及委員の三分の二以上を以て決すことを得

第三之三章 役員

第十四條 本委員会に左の役員を置く
一 中央委員長 一人 二 中央委員 二十一人
三 常任執行委員 一人 四 中央執行委員 一人 若し否
五 会計 一人 六 協理 一人 若し否
七 会計監査 一人 若し否

第十五條 中央委員は左の比例を以て各額を以て本会に於て選出す

第六百五十五條 中央執行委員は左の如く選出す

第十六條 中央執行委員は左の如く選出す

第十七條 中央執行委員は左の如く選出す

第十八條 中央執行委員は左の如く選出す

第十九條 中央執行委員は左の如く選出す

第二十條 中央執行委員は左の如く選出す

第二十一條 中央執行委員は左の如く選出す

第二十二條 中央執行委員は左の如く選出す

第二十三條 中央執行委員は左の如く選出す

中央委員会に於ては左の如く職掌を有す